

一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、下水道管路施設の管理（維持、修繕、改築及びその他の管理をいう。以下同じ。）に関する調査研究等を行い、その成果の普及に努めるとともに、下水道管路施設に係る技術の改善及び向上を図ることにより、もって地域住民の生活環境の保全と県民生活における公衆衛生の向上に寄与すること及び社会資本の整備に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 下水道管路施設の維持管理に関する調査・研究等及び情報の収集・提供
- (2) 地域住民に対する下水道についての普及啓発
- (3) 下水道管路施設の維持管理に関する研修会、講習会、展示会等の開催
- (4) 行政機関及び関係団体との連携及び情報の交換
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 県内において本社または支店もしくは営業所を有する下水道管路施設業者で、一定水準の技術と相当の経験を有し、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の目的および事業に賛助するため入会した者

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 前項の申込みがあったときは、理事会において前条各号の要件に照らして入会の可否を決定し、会長が申込者に通知する。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、除名を行おうとする総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、その総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則または総会の決議に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長はその会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(資格喪失)

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員の同意があったとき。

(2) 退会したとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(5) 2年以上会費を滞納したとき。

(6) 除名されたとき。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が、第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金を返還しない。

第 3 章 役員等

(役員の種類及び選任)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

理事（会長、副会長を含む。） 5人以上7人以内

監事 2人

- 2 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 会長および副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の執行を調査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) その他法令に定められた業務を行うこと。

(役員任期)

第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第15条 役員は、総会の決議により、これを解任することができる。

(役員報酬等)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、会長職にある役員には、社員総会で別に定める支給基準により報酬等を支給することができる。

- 2 会長には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第17条 理事は、次に掲げる取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第18条 この法人は、法人法第111条第1項の実任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、実任の原因となった事実の内容、当該役員の実任の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第19条 この法人は、顧問を2名以内置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要事項について理事会の諮問に応ずる。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

5 顧問は、無報酬とする。

6 前各項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(構成等)

第20条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成し、正会員は社員総会において各1個の議決権を有する。

2 総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。

3 前項の定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎事業年度6月に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げるときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、総会の日時及び場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定める事項を示して、総会の日から1週間前までに、書面をもってその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することを理事会で決議したときは、は、総会の日から2週間前までに書面をもってその通知を発しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出された者がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第27条 総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使し、又は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、前2条の規定の運用については、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第28条 理事又は正会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定および解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

2 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 法人法第101条第2項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による招集の請求があった場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて理事及び監事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

2 前項の規定は第13条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名押印をしなければならない。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 第1項の承認を受けた事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 この法人は、定時総会終了後遅滞なく、貸借対照表を法令の定めるところにより公告しなければならない。
- (剰余金の分配)
- 第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局

第50条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 10 章 補 則

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、平尾吉一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。